



## 免税事業者からの仕入れ税額控除率、8割から7割へ段階的引き下げ

政府・与党は、消費税のインボイス制度における「免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置」について、現行の控除率8割を2026年10月から7割に引き下げる方針であることがわかりました。これは、2023年10月に導入されたインボイス制度の経過措置を段階的に縮小するものであり、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮としてさらなる激変緩和を図り、制度移行の混乱を避けつつ、経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえてその防止を図るとともに、最終的な完全実施に向けた準備を進める狙いがあるということです。

現行制度では、免税事業者からの仕入れに対してインボイスが発行されなくても、仕入税額相当額の80%を控除できる特例が認められています。この特例は2026年9月末まで適用されますが、当初計画では2026年10月以降、控除率を50%に引き下げる予定でした。今回の見直しでは、急激な負担増を避けるため、まず2026年10月から2年間は控除率を7割に緩やかに引き下げ、その後段階的に縮小する案が示されています。

具体的なスケジュール案では、2026年10月から2028年9月まで控除率7割を適用し、その後2028年10月から50%、2030年10月から30%へと段階的に引き下げ、最終的には2031年10月以降に経過措置を廃止する方向です。これにより、事業者は制度変更に対応するための準備期間を確保できます。

さらに、改正案では「一免税事業者ごとの控除適用上限額」も見直されました。一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、経過措置の適用は認めず控除対象外とすることで、大口取引への過剰な控除適用を防ぐ仕組みが導入されます。

この見直しは、課税事業者にとって控除率の引き下げにより負担増となる一方で、中小・零細事業者の事務負担や急激な環境変化に配慮した柔軟な移行措置と位置付けられています。政府は、税制改正大綱にこの内容を盛り込み、通常国会で関連法案を成立させる予定ですが、本経過措置に係る上限については、取引実態を踏まえ、今後の更なる引下げを検討することとされています。

